

富山大学工学部インターンシップ実施要項

平成17年10月 1 日制定

平成24年 6 月13日改正

1. この要項は、富山大学工学部におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。
2. インターンシップは、次の授業科目として実施する。

(1) 電気電子システム工学特論(インターンシップⅠ)	1 単位	(電気電子システム工学科)
電気電子システム工学特論(インターンシップⅡ)	2 単位	(電気電子システム工学科)
(2) 知能情報工学特論 (インターンシップⅠ)	1 単位	(知能情報工学科)
知能情報工学特論 (インターンシップⅡ)	2 単位	(知能情報工学科)
(3) 機械知能システム工学特論(インターンシップⅠ)	1 単位	(機械知能システム工学科)
機械知能システム工学特論(インターンシップⅡ)	2 単位	(機械知能システム工学科)
(4) 生命工学特論 (インターンシップⅠ)	1 単位	(生命工学科)
生命工学特論 (インターンシップⅡ)	2 単位	(生命工学科)
(5) 環境応用化学特論 (インターンシップⅠ)	1 単位	(環境応用化学科)
環境応用化学特論 (インターンシップⅡ)	2 単位	(環境応用化学科)
(6) 材料機能工学特論 (インターンシップⅠ)	1 単位	(材料機能工学科)
材料機能工学特論 (インターンシップⅡ)	2 単位	(材料機能工学科)
3. インターンシップの実施期間は、1～2週間とし、休業期間中に実施する。
4. インターンシップの実施対象年次は、原則として3年次とする。
5. インターンシップの実施場所は、各学科で定める企業又は官公庁等（以下「企業等」という。）とする。
6. インターンシップの実施に際しては、各学科において十分な事前指導を行うものとする。
7. インターンシップの成績評価は、インターンシップの実施企業等の評価に基づき授業担当教員が判定する。
8. インターンシップを履修しようとする学生は、所定の期日までにインターンシップ履修票及びインターンシップの実施企業等が求める書類を工学系支援グループ(教務担当)に提出しなければならない。
9. インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を授業

担当教員に提出しなければならない。

10. この要項に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、富山大学工学部教務委員会で協議する。

附 記

この要項は、平成17年10月1日から実施する。

附 記

- 1 この要項は、平成24年6月13日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、平成20年度入学者から適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。